

気象警報等発表時の措置について

京都府立朱雀高等学校

1 午前7時現在、京都府南部（「京都南部」・「京都・亀岡」・「京都市」）に、【暴風警報】・【(大雨等)危険警報】が発表されている場合は自宅に待機し、それ以降のニュースに注意すること。なお、その他の警報については、別途指示する。

(1) 次の①～③の各時刻に【暴風警報】・【(大雨等)危険警報】が解除になった場合は、授業の準備をして登校すること。

① 午前8時までに解除 → 10:30よりSHR → 3限(10:45)から授業

② 午前9時までに解除 → 11:30よりSHR → 4限(11:45)から授業

③ 午前10時までに解除 → 13:05よりSHR → 5限(13:20)から授業

(2) 午前10時現在ひき続いて【暴風警報】・【(大雨等)危険警報】が発表されている場合は臨時休業（家庭学習）とする。

④ 生徒の登校後に警報が発表された場合は、校長が状況判断の上、適切な措置をとる。

⑤ 休日・休校日に、クラブ活動や模擬試験などの学校行事が行われる場合も、上記の各項に準ずる。

⑥ 臨時休業により授業が欠けた場合は、原則としてその学期中に回復措置をとる。

⑦ 大雨・暴風・大雪・暴風雪の【特別警報】については、上記の①～⑥に準ずるものとするが、解除後にいずれかの警報に切り替わっている場合（大雨、大雪等）においても自宅待機とする。

⑧ 本校所在地以外の自宅の地域や登校経路の地域に『避難指示』や【(河川氾濫・土砂災害等)危険警報】が発表されている場合は安全確保の行動を最優先し、可能なタイミングで学校に連絡するようにしてください。

2 京都府に【熱中症特別警戒アラート】が発表された場合は、原則として該当日の教育活動（部活動・補習等を含む）の中止とする。

(1) 臨時休業により授業が欠けた場合は、原則としてその学期中に回復措置をとる。

(2) 特別な理由がある場合等（例：部活動の公式行事）、必要な熱中症の予防措置を講じた上で教育活動を実施する場合がある。その際は担当者より連絡する。